

私たちは戦争を許さない！ 安保法制は憲法違反を訴える！

安保法制違憲訴訟・ぐんま裁判

12月6日（水）前橋地方裁判所

原告の方はもちろん、支援者の方も、この歴史的裁判にぜひお集まりください。どなたでもご参加いただけます。

今回予定している陳述者と陳述内容のご紹介(順不同)

◎吉村弁護士 自衛隊を内戦状態にあった南スーダンに派遣した事実は、撤収してもなお、新安保法制を発動した厳然たる事実である。

◎池末弁護士 被告国の、原告らの訴状に対する「認否の要を認めない」とする対応は理解できない。新安保法制の内容の違憲性は明らかに争点整理のために認否される必要がある。

◎滝弁護士 原告らは平和的生存権、すなわち、「国家の行為によって戦争にまきこまれない権利」という憲法上の具体的権利を有し、新安保法制法によってこれが侵害されたことは明白である。

◎原告新井さん 父が満州に出兵し、零下40度のシベリアの地で5年間も捕虜生活をした。父の出兵中に前橋空襲にあい火の海を逃げて生き残った体験

原告 175 名、支える会 52 名、第 2 次訴訟予定原告 32 名、弁護団 32 名の総勢 291 名の斗いの第 2 回期日が行われます。第 1 回期日には 115 名の方が傍聴しようと集まっていただきました。

前橋、群馬県で起きた戦争の惨禍、祖父母・父母・自身が経験した戦争を二度と起こさない。確固たる決意の下、私たちは斗いぬきます。支援して下さる方募集中です。

☆全国状況 原告 7003 名、代理人 1607 名、24 裁判。

12月6日(水)第2回口頭弁論期日スケジュール

12:30 教育会館(裁判所北)3階へ集合してください。

12:50 裁判所へ行進

13:00 傍聴の抽選整理券配布

13:30 傍聴席の抽選

●抽選に外れてしまった方たちは、教育会館3階へお集まりください。**原告の体験を共有する会**を開きます。

・岩崎さん(前回陳述者)「悲壮な前橋空襲体験」

・伊佐さん「占領のとき、ベトナム戦争のとき、その後の沖縄」

・山田さん「治安維持法違反の逮捕、家族で満州へ」

13:35 入廷(2階21号法廷)

14:00 開廷

15:00 閉廷 → 教育会館3階へ移動

◆報告集会・記者会見を行います

◎会場は11:30から設営します。手伝いは大歓迎です。

◎12時30分教育会館に間に合わない方は、直接、裁判所の1階で整理券をもらってください。遅くとも **13:20**には前橋地裁1階へお願いします。

◎ 駐車場は、裁判所・県庁・市役所をご利用ください。